

北秋田市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 2 月 26 日

北秋田市長 津谷 永光

北秋田市条例第 9 号

北秋田市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

北秋田市道路占用料徴収条例（平成17年北秋田市条例第192号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 2 条関係）

占用物件		占用料	
		単位	金額（円）
法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作 物	第1種電柱	1本につき1年	530円
	第2種電柱		810円
	第3種電柱		1,100円
	第1種電話柱		470円
	第2種電話柱		750円
	第3種電話柱		1,000円
	その他の柱類		47円
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1mにつき1年
	地下に設ける電線その他の線類	3円	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	460円
	地下に設ける変圧器	占用面積1m <sup>2</sup> につき1年	280円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	940円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		390円
	広告塔	表示面積1m <sup>2</sup> に	580円

				つき1年	
	その他のもの			占用面積1m <sup>2</sup> につき1年	940円
法第32条 第1項第 2号に掲 げる物件	外径が0.07m未満のもの			長さ1mにつき1年	20円
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの				28円
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの				42円
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの				56円
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの				85円
	外径が0.3m以上0.4m未満のもの				110円
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの				200円
	外径が0.7m以上1m未満のもの				280円
	外径が1m以上のもの				560円
法第32条 第1項第 3号に掲 げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1mにつき1年	3円
			その他のもの		9円
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本につき1年	750円
	その他のもの	上空に設けるもの		占用面積1m <sup>2</sup> につき1年	470円

		地下に設けるもの		280円
	その他のもの			940円
法第32条第1項第4号に掲げる施設			占用面積1m <sup>2</sup> につき1年	940円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1m <sup>2</sup> につき1年	時価に0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		時価に0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		時価に0.008を乗じて得た額
	上空に設ける通路			290円
	地下に設ける通路			180円
	その他のもの			940円
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1m <sup>2</sup> につき1日	6円
	その他のもの		占用面積1m <sup>2</sup> につき1月	58円
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1m <sup>2</sup> につき1月	58円
		その他のもの	表示面積1m <sup>2</sup> につき1年	580円
以下「令」という。)	標識		1本につき1年	750円
法第7条第1号に掲げる物件	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	6円
		その他のもの	1本につき1月	58円

		の		
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1㎡につき1日	6円
		その他のもの	その面積1㎡につき1月	58円
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	580円
		その他のもの		290円
令第7条第2号に掲げる工作物			占有面積1㎡につき1年	940円
令第7条第3号に掲げる施設				時価に0.034を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占有面積1㎡につき1月	58円
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				94円
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占有面積1㎡につき1年	時価に0.018を乗じて得た額
	上空に設けるもの			時価に0.018を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの		時価に0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		時価に0.006を乗じて得た額
	階数が3以上のもの	時価に0.008を乗じて得た額		

		上のもの	乗じて得た額
		その他のもの	時価に0.026を乗じて得た額
令第7条 第9号に 掲げる施 設	建築物		時価に0.024を乗じて得た額
	その他のもの		時価に0.017を乗じて得た額
令第7条 第10号に 掲げる施 設及び自 動車駐車 場	建築物		時価に0.024を乗じて得た額
	その他のもの		時価に0.017を乗じて得た額
令第7条 第11号に 掲げる応 急仮設建 築物	トンネルの上又は高架の道路の路 面下に設けるもの		時価に0.024を乗じて得た額
	上空に設けるもの		時価に0.024を乗じて得た額
	その他のもの		時価に0.034を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具			時価に0.026を乗じて得た額
令第7条 第13号に 掲げる施 設	トンネルの上又は高速自動車国道 若しくは自動車専用道路（高架の ものに限る。）の路面下に設ける もの		時価に0.024を乗じて得た額
	上空に設けるもの		時価に0.024を乗じて得た額
	その他のもの		時価に0.034を乗じて得た額

令第7条第14号及び第15号に掲げる施設	時価に0.034を 乗じて得た額
----------------------	---------------------

備考

- 1 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 2 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 5 時価は、近傍類似の土地（令第7条第8号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるもの及び同条第13号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地）の時価を表すものとする。
- 6 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが $0.01\text{m}^2$ 若しくは $0.01\text{m}$ 未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに $0.01\text{m}^2$ 若しくは $0.01\text{m}$ 未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。
- 7 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。

8 占用料の額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の北秋田市道路占用料徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

(北秋田市都市公園条例の一部改正)

3 北秋田市都市公園条例(平成17年北秋田市条例第200号)の一部を次のように改正する。

別表第2の3の表を次のように改める。

3 都市公園を占用する場合

北秋田市道路占用料徴収条例(平成17年北秋田市条例第192号)の規定の例による。